

務	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			

警 務 第 7 0 号
令 和 7 年 5 月 2 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

妊娠・出産に係る「子育てスタート計画書」の作成等について

これまで「男性職員の子育てスタート計画書」の作成について（令和5年3月9日付け警務第416号。以下「旧通達」という。）により運用していた「男性職員の子育てスタート計画書」について、女性職員の活躍や男性職員の家庭生活への参画の更なる促進等、全職員がワークライフバランスの推進に積極的に取り組むことを目的として様式を見直し、名称を「子育てスタート計画書」（以下「計画書」という。）に改め、男性職員のみならず、女性職員も作成することとしたほか、各種休暇制度の積極的な活用及び育児休業の取得に対する不安感の払拭のため、職員又はパートナー（配偶者及び届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の妊娠が判明した場合に、本職からのお祝いメッセージを送付することとしたので、対応に誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 計画書の作成について

計画書は、職員又はパートナーの妊娠が判明した場合に作成すること。

- (1) 職員が妊娠した場合の様式
別紙1のとおり
- (2) パートナーが妊娠した場合の様式
別紙2のとおり

2 所属及び職員の対応

- (1) 職員は、自身又はパートナーの妊娠が判明後（以下「職員又はパートナーの妊娠が判明」した職員について「対象職員」という。）、出産予定日のおおむね5か月前までに、所属長及び当該職員の上司（以下「所属長等」という。）に対して申し出ること。
- (2) 所属長等は、対象職員から申出があったときは、計画書を当該職員に交付するとともに、両立支援ハンドブック等を活用して、各種休暇、育児休業等（以下「休暇等」という。）の制度について説明の上、当該職員の休暇等の取得に関する意向

を確認すること。

- (3) 計画書の交付を受けた職員は、速やかに計画書を作成し、所属長等に報告すること。
- (4) 所属長等は、職員が作成した計画書の写しを、警務部警務課長を経由して警務部長に送付すること。
- (5) 職員は、計画書に係る子が出生したときは、所属長等に報告すること。
- (6) 所属長等は、計画書の休暇等の予定に変更がないか確認することとし、職員は、休暇等の予定に変更がある場合は、計画書に変更後の予定日を記載の上、所属長等に報告すること。
- (7) 計画書の自由記載欄に記載された相談・要望、配慮等に関しては、所属において職員から確実にヒアリングを行い、詳細な内容を把握した上で適切な措置を講じること。

3 お祝いメッセージの送付

各種休暇等制度の積極的な活用及び育児休業の取得に対する不安感の払拭を目的として、計画書の写しを警務部長が受領後、警務部警務課を通じて対象職員及びその直属の警部級以上の上司に対し、本職からのお祝いメッセージをメール送信する。

4 留意事項

- (1) 所属長等は、計画書に基づき、職員が確実に休暇等を取得できるよう業務の調整を図ること。
- (2) 警務部警務課は、勤務管理システム等により職員の休暇等の取得状況を確認し、職員が休暇等を取得できなかった場合は、その理由を確認すること。
- (3) 計画書に係る申出及び報告については、職員の身上把握のために行うものではなく、職員のワークライフバランスを推進するための取組であることに留意すること。

本件 警務課企画係

子育てスタート計画書（職員が妊娠した場合）

出産前に・・・ 【妊娠中の支援制度～取得イメージ～】

- 妊娠中で、仕事中に身体を休めるために
➡ **妊婦の業務負担軽減等休暇**
- 妊娠中で、バス通勤などの混雑がつかなくなった
➡ **妊婦の通勤緩和休暇**
- 妊婦・産婦として必要な健診を受けに行くとき
➡ **妊産婦通院休暇**

※詳しくは「両立支援ハンドブック」（警務課HP）を参照

所属・課 (係)				
職(階級) 氏名				
パートナー氏名				
多胎妊娠である	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ
当該出産に係る子 以外の子(未就学の子)	<input type="checkbox"/>	いる	<input type="checkbox"/>	いない
※子がいる場合は 年齢を記入			歳	

【子どもについて】

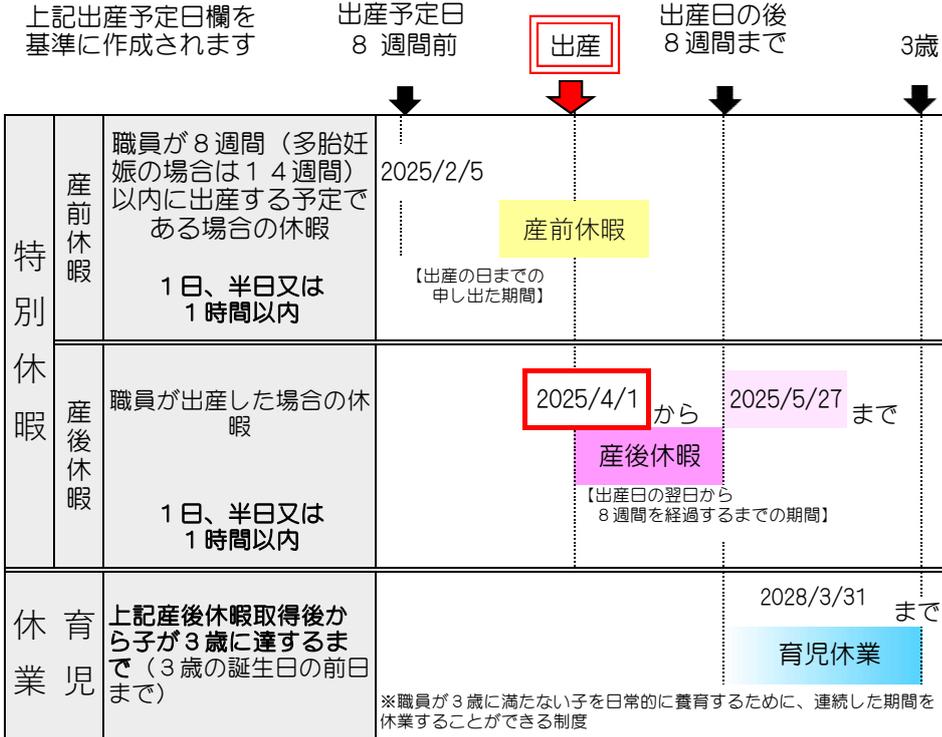
子どもの氏名	
性別・続柄	
出産予定日	2025/4/1
出産日	

～以下はパートナーが警察職員の場合記入～

所属・課 (係)		産後/パ育児休 (子の出生日から 57日間以内)		①	年 月 日から 年 月 日まで
職 (階級)		育児休業予定		②	年 月 日から 年 月 日まで

【スケジュール】

上記出産予定日欄を
基準に作成されます



取得予定年月日 (上段)予定
(下段)出産時
年 月 日～年 月 日

自由記載欄（相談、要望、配慮等）

【休暇等を取付できなかった理由】

※ 計画書の原本は職員が保管し、写しは所属で年度末まで保管

子育てスタート計画書（職員が妊娠した場合）

〈記載例〉

出産前に・・・ 【妊娠中の支援制度 ～取得イメージ～】

- 妊娠中で、仕事に身体を休めるために
➡ **妊婦の業務負担軽減等休暇**
- 妊娠中で、バス通勤などの混雑がなくなってきた
➡ **妊婦の通勤緩和休暇**
- 妊婦・産婦として必要な健診を受けに行くとき
➡ **妊産婦通院休暇**

※詳しくは「両立支援ハンドブック」（警務課HP）を参照

所属・課 (係)	●●課
職(階級) 氏名	主任 青森 けいむ
パートナー氏名	青森 けん
多胎妊娠である	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
当該出産に係る子 以外の子(未就学の子) ※子がいる場合は 年齢を記入	<input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない ↑ 2 歳

【子どもについて】

子どもの氏名	
性別・続柄	
出産予定日	2025/4/1
出産日	

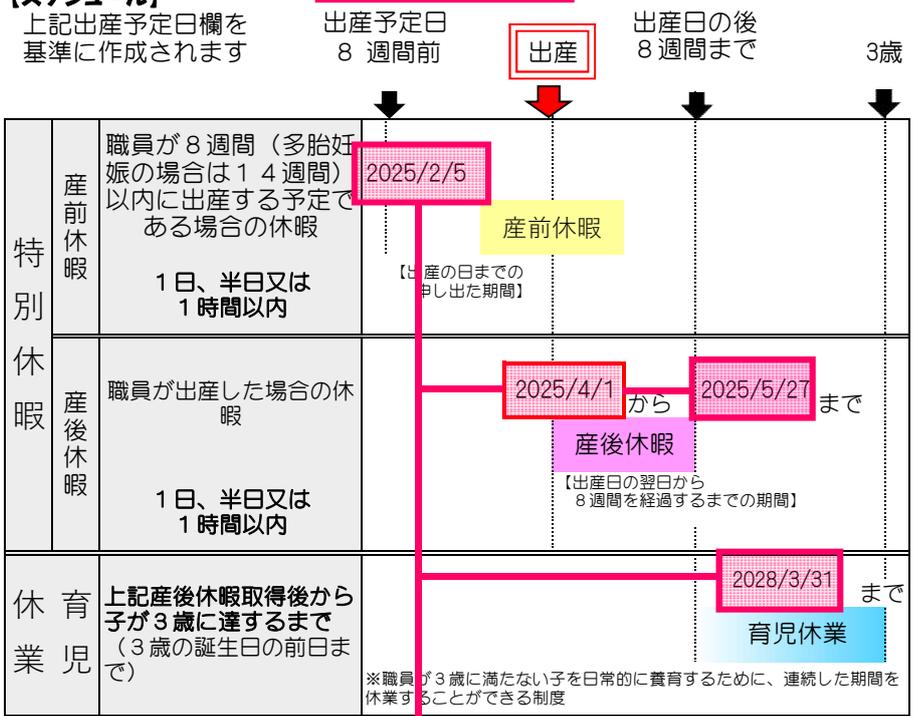
～以下はパートナーが警察職員の場合記入～

所属・課 (係)		産後パパ育児 (子の出生日から 57日間以内)	①	年 月 日から 年 月 日まで
			②	年 月 日から 年 月 日まで
職 (階級)		育児休業予定	①	年 月 日から 年 月 日まで
			②	年 月 日から 年 月 日まで

※子が複数の場合は、欄内に『○歳、○歳』と記載

【スケジュール】
上記出産予定日欄を
基準に作成されます

作成時、判明及び計画
している自公を記載



取得予定年月日	
(上段)予定	年 月 日～年 月 日
(下段)出産時	年 月 日～年 月 日
	年 月 日～年 月 日

自由記載欄（相談、要望、配慮等）

自動で日付が入力されます

【休暇等を取付できなかった理由】

※ 計画書の原本は職員が保管し、写しは所属で年度末まで保管

子育てスタート計画書（パートナーが妊娠した場合）

出生前に・・・ （**妊娠中のパートナーへの支援制度**
～取得イメージ～）

- 妊娠中の妻が体調不良（つわりなど）で通院
➡ **職専免（家族看護等）** ※他に看護する者がいない場合
- 妊娠中の妻の健診付添いなど ➡ **時差出勤**
- 2人目が生まれる場合の上の子養育 ➡ **子の看護等休暇**

※詳しくは「両立支援ハンドブック」（警務課HP）を参照

所属・課 (係)	
職(階級) 氏名	
パートナー氏名	
多胎妊娠である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
当該出産に係る子 以外の子(未就学の子)	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
※子がいる場合は 年齢を記入	歳

【子どもについて】

子どもの氏名	
性別・続柄	
出産予定日	2025/4/1
出産日	

～以下はパートナーが警察職員の場合記入～

所属・課 (係)		産前休暇予定	2025年2月5日 から
職 (階級)		産後休暇予定	出産予定日翌日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
		育児休業予定	年 月 日から 年 月 日まで

【スケジュール】

上記出産予定日欄を
基準に作成されます

		出産予定日 8週間前	出産	出産日の後 8週間まで	1歳	3歳	取得予定年月日 (上段)予定
			↓				(下段)出生時
特別 休暇	産前 産後 休暇	職員のパートナーが出産 する場合の休暇	パートナー出産休暇				年 月 日～年 月 日
	育児 目的 休暇	職員のパートナーが出産 する場合に、新たに生まれ た子や小学校就学前 (=満6歳に達する日以 降の最初の3/31まで)の 子の養育のための休暇	2025/2/5	2025/4/1	から	2026/3/31	まで
育児 休業	職員の 3歳未満 子養育 休業	職員が3歳に満たない子を日 常的に養育するために連続し た期間を休業することができる 制度	2025/4/1	2025/5/27	から	まで	① 年 月 日～年 月 日
	子の 出生日 から57 日間 以内 2回 取得 可能 (産後 パパ 育休)	子の出生日から57日間 以内に2回まで取得可能 (産後パパ育休)	【子の出生日から57日間以内】				② 年 月 日～年 月 日
	上記 産後 パパ 育休 とは別 に、子 が3歳 に達す る まで (3歳 の誕生 日の前 日まで) 原則 2回 まで 取得 可能	上記産後パパ育休とは別 に、子が3歳に達する まで(3歳の誕生日の前 日まで)原則2回まで取 得可能	2028/3/31 まで				① 年 月 日～年 月 日
			育児休業				② 年 月 日～年 月 日

自由記載欄（相談、要望、配慮等）

【休暇等を取ることができなかった理由】

※ 計画書の原本は職員が保管し、写しは所属で年度末まで保管

子育てスタート計画書 (パートナーが妊娠した場合)

〈記載例〉

出生前に・・・ (妊娠中のパートナーへの支援制度) ~取得イメージ~

- 妊娠中の妻が体調不良 (つわりなど) で通院
➡ 職専免 (家族看護等) ※他に看護する者がいない場合
- 妊娠中の妻の健診付添いなど ➡ 時差出勤
- 2人目が生まれる場合の上の子養育 ➡ 子の看護等休暇

※詳しくは「両立支援ハンドブック」(警務課HP)を参照

所属・課 (係)	■■署▲▲係
職(階級)	警部補
氏名	青森 けんけい
パートナー氏名	青森 けい
多胎妊娠である	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
当該出産に係る子以外の子(未就学の子) ※子がいる場合は年齢を記入	<input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない 5歳、3歳

【子どもについて】

子どもの氏名	
性別・続柄	
出産予定日	2025/4/1
出産日	

～以下はパートナーが警察職員の場合記入～

所属・課 (係)		産前休暇予定	2025年2月5日 から
職 (階級)		産後休暇予定	出産予定日翌日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
		育児休業予定	年 月 日から 年 月 日まで

【スケジュール】 上記出産予定日欄を基準に作成されます

作成時、判明及び計画している自公を記載

		取得予定年月日	
		(上段) 予定	
		(下段) 出生時	
特別休暇	職員のパートナーが出産する場合の休暇 3日以内	年月日～年月日	年月日～年月日
	職員のパートナーが出産する場合に、新たに生まれた子や小学校就学前(=満6歳に達する日以降の最初の3/31まで)の子の養育のための休暇 5日以内	2025/2/5 から 2026/3/31 まで (上の子がいるとき) 育児目的休暇 【出産の日以後1年を経過するまでの期間】	年月日～年月日
育児休業	職員が3歳に満たない子を日常的に養育するために連続した期間を休業することができる制度	2025/4/1 から 2025/5/27 まで 育児休業(産後パパ育休)	① 年月日～年月日 ② 年月日～年月日
	子の誕生日から57日間以内に2回まで取得可能(産後パパ育休)	【子の誕生日から57日間以内】	① 年月日～年月日 ② 年月日～年月日
育児休業	上記産後パパ育休とは別に、子が3歳に達するまで(3歳の誕生日の前日まで)原則2回まで取得可能	2028/3/31 まで 育児休業	① 年月日～年月日 ② 年月日～年月日

自由記載欄 (相談、要望、配慮等)

自動で日付が入力されます

【休暇等を取付できなかった理由】

※ 計画書の原本は職員が保管し、写しは所属で年度末まで保管